

水戸家庭裁判所委員会（第33回）議事概要

- 1 開催日時 令和元年6月13日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

荒井徹伊，上畠佳子，小川敏正，上方仁，小松崎哲，五來雄二，佐藤環，東海林保，長岡憲一，本吉弘行，森田冴子，矢代美智子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 千村隆，首席書記官 井手本明，事務局長 川上康，次席家庭裁判所調査官 重松貴子，次席書記官 安藤慎一，事務局次長 植木佳恵，総務課長 大下幸満，会計課長 船橋寿之，訟廷管理官 平早稔正，主任書記官 沼尻秀文，総務課課長補佐 竹田博賢

4 議事

- (1) 委員交代の報告（大津委員，東海林所長）
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長挨拶
- (4) 裁判所からの説明

裁判所における障害者への配慮について，一般的な説明が行われた。

- (5) 施設見学
- (6) 委員から障害者配慮の取組についての紹介
別紙第1のとおり
- (7) 質疑応答・意見交換
別紙第2のとおり

(別紙第1)

《委員からの障害者配慮の取組についての紹介の概要》

(■委員長，○委員，△裁判所側の説明者)

- 裁判所でご紹介させていただきました取組等に対応する形で、委員の皆様が所属している機関等で障害者への取組、工夫などがございましたら、ご紹介ください。
- 検察庁では、裁判所から先ほど情報収集が大変だという話がありましたが、検察庁の場合、第一次捜査機関である警察などが事件を認知・立件して送致しており、検察庁は第二次捜査機関になりますので、まず警察の方から色々な情報が上がってくるということで、裁判所とは全く異なる状況にあります。そのような状況の中、例えば犯罪の被害に遭われた方が障害者であったり、体調面がおもわしくなく検察庁に出頭できないことがありましたら、柔軟に対応させていただき、ご自宅に伺ったり、近くの交番に赴いたり、警察に送迎していただくなどの対応をしています。取調べ場所等につきましては、先ほど裁判所の事務室は引き戸であるところのご紹介がありましたが、検察の職務上、犯罪の被疑者等を同じ取調室で取り調べる関係もあり、基本的に逃走できない構造になっており、引き戸といったところまでは配慮していません。ただ、検察庁の入っている建物は、震災の関係で取り壊して、新しい建物を建てているところで、仮庁舎なのでエレベーターもなく、障害者の方にはなかなか厳しいと思われれます。それでも取調室については、1階にもありますので、階段を昇るのが厳しい方については、1階の取調室を使用しますし、待合室も一般の方の待合室の他に、犯罪被害者の方専用の待合室もあるので、そこを利用したりしています。老眼鏡等につきましては、正に裁判所と同じ老眼鏡を使っています。補聴器については、お持ちの方も多いので、ご自分の物を持ってきていただい

ています。また、被疑者についても、老眼の方には眼鏡等を着用させて取調べをしています。車いすは、検察庁にもあり、取調室の椅子を取り除いて、車いすのまま取調べるなどしています。体調不良であったり、障害をお持ちの方については、検察事務官が入口から案内し、出口まで見送るといのは、裁判所と同様かと思えます。昔から裁判所はそういった方への配慮をしていたと感じており、私の経験では、証人尋問の証人として立たなければいけない方がいたのですが、病気の関係で長期入院しており、体調が優れないことを疎明したところ、その方の居宅近くの簡易裁判所まで裁判体に来ていただき、そこで尋問したこともあります。

■ 大学についてはいかがですか。

○ 施設のハードの面と、運用の面と、マンパワーの面の三つの点からお話しします。まず、設備のハードの面ですが、家庭裁判所でも行われているようなスロープや多目的トイレ、駐車スペースは整備されています。エレベーターについては、手すりがないので、まだそのような面で少し配慮を考えていくべきだと感じています。また、設備をいくら沢山作っても、それらを利用してもらわなければ意味がないので、年に2回、本部、各学部の事務員、教員が学内を点検しており、更なる環境整備が必要な点があれば、担当部局に要請している状況です。続いて運用の面ですが、大学ですので、入試がメインとなってきますが、入試については文部科学省のマニュアルもありますので、別室受験、時間延長などを行い対応しています。その他授業におきましては、学期当初に学部の方から配慮すべき学生が特定されて、授業担当者へ配慮要請という形で、文書が回ってくる状況です。授業だけでなく試験についても配慮がなされています。最後にマンパワーの面ですが、人員削減が激しく、対応力が低下していることは否めません。事務員もそうですし、教員が退職した後もそのポストに補充がないなど、人員が少なくなっているのが懸念材料です。家庭裁判所におけるマン

パワーの面がどうなっているのかは気になるところです。そして、配慮すべき職員の存在もありますが、協働する職場のあり方を提案し、和気あいあいと仕事に取り組んでいるのではないかと思います。過重な仕事もありますが、それを乗り越えてやっているように感じています。

■ 貴重なご紹介ありがとうございます。それでは事業主である銀行の取組などをご紹介いただけますか。

○ 銀行は、当然のことながら複数のお客様をお相手にするという一方で、障害者の方への対応については、バリアフリーをはじめとして対応を進めています。また、そのような取組を、ただ進めるのではなく、それをお客様に知ってもらうことも非常に大切で、「人にやさしい銀行を目指してバリアフリーへの取組についてのご案内」というパンフレットを使い、積極的にお客様にご理解いただく取組をしています。ちなみに、スロープや、駐車場等の整備は、当行166店舗のうち、163店舗で対応が完了しております。残り3店舗も改修や移転等の計画があり、それとあわせて対応を行う予定です。車いすや、コミュニケーションボードや、筆談ボードや、もちろん老眼鏡や助聴器といった聴覚の弱い方を補助するものは各店舗に配備しています。手話ができる人も配備していますが、全店に配備するのは難しいので、予約をしていただいた方に対して、手話で対応する取組を進めています。金融機関の場合は、それぞれの銀行において考えて対応している部分も大きいですが、業界として障害者対応を進めましょうということで、「全銀協」において業界団体としてもある程度のレベル感を保つといった動きをしています。他方、行員による代筆や代読については、セキュリティとの兼ね合いがあり、誰に対してもやっていい訳ではありません。よって、代筆はやりませんという銀行もあり、対応にバラつきがあります。お客様からの要望も受けています。例えば、ほとんどのATMには、ハンドセットがついており、視覚障害の人は、音声で取引ができます。

ただ、残念なのは、そこでできる取引が、入金、出金、残高照会と通帳記入の4種類しかなく、お客様からは振込、キャッシュカードの暗証番号変更などもやりたいといったご要望をいただいています。銀行としては、ATMベンダーに対し、そういったお客様の要望に応える機能の開発ができないかというお話をしています。当行として一番の課題は、銀行の場合、営業店が沢山ありますので、そこでお客様に対応する行員のレベル感を一定に保つというのが、非常に難しく、パートを含めた行員教育にパワーを割いて、色々な形で行員に指示文書を出しています。配慮が必要なお客様への対応については、行内で一定レベルのサービスを維持するため、対応を事細かく記載した「Jハートマニュアル」というマニュアルを用意し、行員の教育に力を入れているという現状です。

- 大変詳細で示唆に富むご紹介誠にありがとうございました。それでは、報道機関におけるご対応について、ご紹介いただけますか。
- 裁判所の施設を拝見しましたが、古びた病院のようなかつての裁判所とはイメージが全く異なっていました。弊社においてはなかなか取組というまでには至っていません。本社は比較的新しくバリアフリーで、お手洗いも障害者の方に対応しており、エレベーターも障害者や、車いすの方が使える仕様になっています。ただ、県内に16ある支局の中には築50年くらい経つけれども、地元の方の意見などによりなかなか他に移転することができないところもあります。新築移転するなどの機会に合わせてエレベーターやお手洗い等を改修している状況です。また、本社では不特定多数のアポなしの方にも対応できるようにしていますが、支局ではそれが難しい状況にあります。もう一つソフト面では、働き方改革にあわせて管理職の研修でパワハラ、セクハラ防止や障害者の方に対する対応ないし管理職の言動について、定期的に研修を重ね、組織的な対応を取っています。これから裁判所を見習ってやっていきたいと思った次第です。

○ 私どもは健常のお子さんをお預かりするというのが原則ですので、基本的に障害者対応はないのですが、今はただ、虐待案件が多くなり、一時保護が2日おきぐらいにあります。中には色々な方がいて、身体障害や精神障害があるなど、逐一对応しています。設備的にはバリアフリーとなっていますので、何とか対応しております。業界としては、いま逆というか、我々は「バリアアリー」と呼んでいるのですが、バリアフリーではなく、逆に車いすに乗られたり、要介護が進んでいる方に、ある施設では階段を作ったり、通路も傾斜を激しくするなど、わざわざある意味バリアを作り、施設に車いすで来られても、そこから先はもう車いすを使わないでいただきますと、ある面自立を促進する施設が増えています。車いすを常時使っていると歩行能力がなくなっていくこともあるので、その施設に入られた方は、要介護の度合いが低下し、いい方向に改善されていくケースが顕著に出てきています。そういった施設を我々が見学した際、非常にハラハラして大丈夫かなと思うのですが、階段なども30分くらいかけて上がったたり、車いすも使わないで鉄棒などもこのような形でやっていました。今回のテーマとは離れますが、「バリアアリー」といった言い方が一方では出てきています。

■ 貴重なご紹介ありがとうございます。医療関係や病院の取組はいかがでしょうか。

○ 病院といいましても総合病院、個人の診療所と、施設の規模によって対応は異なりますが、うちは産婦人科なので、大きな障害をお持ちの方はあまりいらっしゃいません。ただ、建物の関係では、バリアフリーとなっています。あと、聴覚障害の方がお産でいらっしゃることもあり、指示がなかなかうまく出せないということで、スタッフが大きなカードを作り、お産の流れをカードを使って説明したり、本番の前にご主人などには手話でお伝えし、予行練習といったものを取り入れて、実際のお産に臨んでいた

だくといったことをしています。あと、寝たきりであったり、入所者からの診察依頼がくる場合があるので、時には往診といったこともやっております。また、車いすで来られる方については、スタッフが一生懸命ベッドに上げるか、内診台が上下動しますので、そちらに運び入れて診察をしています。

■ ご紹介ありがとうございました。それでは、法律事務所などで取り組んでおられることがありますか。

○ 弁護士会としては、私が把握している限りでは特段の対応はしておらず、個別の弁護士、それぞれの事務所の対応に任せられている状況です。弁護士会に法律相談センターというものがあり、茨城県弁護士会水戸支部は本館と別館があるのですが、本館はすごく古く、3階建てでエレベーターもないところで、相談室は2階にあり、車いすの方がいらっしゃったときは1階の事務職員のスペースを空け、そこで対応しています。別館はビルの7階で、エレベーターもあり、バリアフリー対応になっていますので、エレベーターのない2階で階段しかない事務所の弁護士などは、別館を予約してその相談スペースを借りて対応することもあります。そもそも相談にいらっしゃるのが難しい方に対しては、各弁護士の対応だとは思いますが、ご自宅にお伺いして相談などを受けることもあります。

■ 色々ご紹介いただきましてありがとうございました。示唆に富んだご紹介をいただきましたので、これからの裁判所の改善に向けて参考にさせていただきますと思います。

以 上

(別紙第2)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(■委員長，○委員，△裁判所側の説明者)

■ ここからは，先ほど裁判所で説明させていただきました内容を含め，自由にご質問・ご意見等を述べていただけるとありがたいと思います。裁判所の設備や対応をご覧になってご質問等ございますでしょうか。

○ 私は，水戸家庭裁判所土浦支部で調停委員と参与員をしています。先ほど水戸本庁の非常に充実したバリアフリー体制，引き戸であったり，階段のリフトなどを拝見させていただきました。調停室をご覧になって気付かれたと思いますが，部屋が密閉するようにドアにゴムが張っており，下から音が漏れないように，ドア下にあえて段差を付けています。車いすに慣れていない方が段差を乗り越えようとしても乗り越えられず，慣れない弁護士さんなどは苦勞してやっています。次にソフト面ですが，調停を担当していると，うつ病で通院とか投薬している方は，多くいますし，統合失調症の方などもいらっしゃいます。また，そこまではいかななくても，調停に来られる方は離婚のごたごたとか子供の問題などが色々あって，精神的に疲れ切っている方も多い印象です。事情を聞きはじめると，涙を流す方も多く，感情が収まるまで待たなくてはならないこともあり，その点は配慮しています。また，そういった方の中には，自分が公平に扱われていないのではないかという意識が強い方もいます。そのため，調停というものは公平に行われていることを十分説明しなければならないと思っています。また，なかなか自分の意見を正確に伝えられない方も多いため，そのような方に対しては，「あなたのおっしゃりたいことは，こういうことですよね。」と整理したり，できる限り意見を汲み取るため，調停室にあるホワイトボードを利用して，お互いの主張や争点を書いて「見える化」し，誤解のないように努めるといった工夫をしています。特に，障害者で

代理人弁護士がついていないときは、慎重に調停を進めなければならないと思っています。

■ 調停委員の立場からご意見いただきありがとうございます。本日は本庁の設備等をご覧いただきましたが、本庁についても本館、新館ともに建築されてからかなり時間が経っています。一番新しい南館は裁判員裁判のためにつくられたものですが、建て増しを続けた関係もあり、先ほど通っていただいた渡り廊下で各館をつなげており、バリアフリーの観点からは使い勝手のよくない状況になっています。予算の問題等もありますが、全国的な規模で見れば順次立て替えをしています。私は前任庁が松戸支部ですが、松戸支部は平成24年に立て替えたばかりの新しい建物で、バリアフリー化もきっちりなされており、廊下も広く、待合室にも車いすが入る仕様になっています。水戸では設備の面では色々とお迷惑をおかけしているかと思いますが、裁判所としては、見直しを図っていくように努力しなければならないと思っています。

△ 設備の関係では、支部はエレベーターが1台しかありませんが、エレベーターを使って各階の部屋に行けるようになっていきます。2階建ての日立支部、龍ヶ崎支部、麻生支部は、エレベーターがないので、調停を行う部屋を1階にするなどの工夫をして対応しています。

■ 少年友の会の関係で、何かお気づきの点はございますか。

○ 私たちはLGBTの方にどのように対応したらよいのだろうと、ときどき話題にのぼります。裁判所はLGBTの方に対してどのように対応するのだろうと思っていました。

■ 裁判所としても情報のアンテナを張り、裁判官だけでなく調停委員も含めて、発言などには気を配り、こちらの知らないうちに当事者やその関係者に心の傷を負わせないように配慮しています。先ほど委員からもお話がありましたが、一般職員も含めて教育するというのは、なかなか難しいも

のがあります。とはいえ、これから色々なケースのパターンを集積し、集積された留意点等を職員にも周知して気を付けていきたいと思っています。

○ 障害を理由とする差別に関する障害者の相談等が水戸ではないということでしたが、全国的にはどうでしょうか。また、こういった窓口は、茨城県は水戸だけでなく、各支部にもあるのでしょうか。

△ 水戸の場合、本庁の総務課に、茨城県内の窓口を置いています。全国で障害者の配慮に関する申出があつて、対応したかですが、統計の数値はとっていません。ただ、全国の裁判所で日々申出がある配慮に対する対応については、最高裁判所で情報の集積をしており、定期的に更新されたものが各地の裁判所へ配布されています。障害者配慮に関する対応要領が作成されてから、三年以上が経過したところですが、かなり多くの事例が集積されてきています。

○ 水戸家庭裁判所の1階の受付窓口で、御用の方はこちらにお掛けくださいという電話窓口が設置されていますが、このような取組は地方裁判所とも連携しているのでしょうか。

■ 地裁、家裁は多くの場合、連携しているのですが、ここは建物も違うということもあり、先ほどの点に関して連携はないという現状です。ただ、家裁1階の電話窓口も、もともと職員がいて、窓口案内をしていたのですが、人員削減の問題等もあつて、電話窓口対応に切り替えさせていただいた現状にあります。設備の面とマンパワーの問題があり、不都合な面はご意見をお伺いしながら改善につなげていきたいと思っています。

○ 窓口の話が先ほど出ましたが、家庭裁判所というのは、家庭の問題で色々な悩みを抱え、障害もあつたりする中で精神的に不安定な方であればあるほど話の内容がまとまらなかつたりすることがよくあると思います。設備の面も大事ですが、そのような当事者に配慮しながらじっくり話を聞

いていただくことがまずは第一歩だと思いますので、色々大変なことはあると思いますが、そのような考えを持って執務に当たっていただけたらと思います。

■ 窓口対応につきまして、訟廷管理官から、苦勞している点とか、職員が対応するにあたって考慮している点をご紹介しますか。

△ 窓口は、ご覧いただいたとおり全部で三つしかなく、職員もそれほど多くいるわけではありません。じっくり話を聞く必要がある方に対しては、割と時間をかけるのですが、身の上相談のようになってしまうと、行列ができてしまうこともあり、非常に対応に悩むところです。あと、例えば包帯を巻いて腕を吊っているような、障害の存在が誰でもわかるような状況でしたら、こちらでも障害があることを前提に、お声掛けをし、申立書を記入する際にも、「大丈夫ですか。」などとお声掛けできます。他方、精神的な障害になりますと、外形的にはわからず、本人からもその旨をなかなかおっしゃっていただけないケースが結構あります。対応している中で「もしかしたらこの方は人と話すのが苦手かもしれない。」という印象を持つこともあります。こちらから聞くわけにもいきません。そこで、そのようにこちらが感じ取った場合には、矢継ぎ早に質問をしたりせず、ゆっくり間をあけて質問をするなどの配慮をしています。職員の方でも日々勉強という状況です。

■ 本日は裁判所における障害者への配慮というテーマで、これまで各機関での取組や貴重なご意見いただきまして本当にありがとうございました。今日いただいたご意見も含め、裁判所としては、更なる改善に取り組みたいと思っています。

以 上